

## 養育費の保証促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、養育費の保証促進補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 養育費の受け取りはこどもの重要な権利であり、養育費の支払いは親の強い義務であることを当事者や社会が認識する契機とするため、保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用（保証料）を補助することで、養育費の受け取りについて、当事者以外に第三者を介し、養育費の未払いが発生した場合に第三者が立替、督促することで養育費を確実に受け取る枠組みを整え、ひとり親等（配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの）の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的とする。

### (対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、大阪市内に居住し、交付申請時において、ひとり親等であって、次の受給要件の全てを満たす者とする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること。
- (2) 養育費の取り決めに係る債務名義を有している者
- (3) 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者
- (4) 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している者
- (5) 過去に補助金を交付されていない者

### (補助の対象及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象」という。）は、保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する費用とする。

- 2 補助金の額は、前項に定める経費のうち月額養育費と5万円を比較して少ない方の額を選定し、予算の範囲内で交付する。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、養育費の保証促進補助金交付申請書（様式第1-1、1-2号）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、養育費保証契約を締結した日（平成31年4月1日以降の日に限る）の属する年度の翌年度4月30日（土・日・祝の場合はその前日）までに、市長に申請書及び必要書類を申請しなければならない。ただし、期限までに提出することが出来ない合理的な理由がある場合には、この限りではない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 申請者がひとり親として児童を養育している事実を確認できる資料（当該ひ

とり親等及びその扶養している児童それぞれの戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し又は児童扶養手当証書の写し)

- (2) 申請者の所得状況を確認できる資料（当該ひとり親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親が児童扶養手当受給者の場合）又は当該ひとり親の前年（1月から5月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」（様式1-3号））及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。））補助対象となる経費の領収書等
- (3) 養育費の取り決めに交わした文書（債務名義化した文書に限る）
- (4) 保証会社と締結した養育費保証契約書（保証期間は1年以上のものに限る）
- (5) その他、市長が必要と認めるもの

（交付決定）

第6条 市長は、申請受理後、提出のあった申請書及び必要書類について速やかに審査を行い、交付の可否及び補助金額について決定する。

- 2 市長は、交付を行うことを決定したときは、申請者に対し養育費の保証促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。
- 3 市長は、第1項の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、理由を付して、養育費の保証促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 4 市長は、補助金の交付の申請が到達してから（申請内容を補正するための期間は除く）60日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（審査に係る留意事項）

第7条 申請者がクレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、領収書の代わりにクレジット契約証明書を添付するものとする。

- 2 市長は、領収書（又はクレジット契約証明書）に、次の事項が記載されていることを確認するものとする。
  - ア 宛さき
  - イ 領収年月日
  - ウ 領収金額
  - エ 取引内容（但し書き）
  - オ 領収者の住所及び氏名、領収印
- 3 市長は、養育費の取り決めに交わした文書に、次の事項が記載されていることを確認するものとする。ただし、イについては公正証書に限る。
  - ア 養育費の取り決め
  - イ 強制執行認諾約款
- 4 市長は、養育費保証契約書に、次の事項が記載されていることを確認するものとする。

- ア 保証会社が、養育費支払義務者が養育費受取権利者に支払うべき養育費を養育費受取権利者に対して保証していること
  - イ 保証期間が1年以上であること
- 5 市長は、養育費の取り決めに交わした文書と養育費保証契約書が、次の事項において、同じ内容が記載されていることを確認するものとする。
- ア 養育費権利者
  - イ 養育費支払義務者
  - ウ 養育費対象子
- 6 市長は、領収書、養育費の取り決めに交わした文書、養育費保証契約書については、確認後、必要に応じて写しを取って本人に返却するものとする。

(申請の取下げ)

- 第8条 補助金の交付の申請を行った者は、第6条第2項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、養育費の保証促進補助金交付申請取下書(様式第4号)により申請の取下げを行うことができる。
- 2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(交付の時期等)

- 第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、決定した日の翌日から起算して概ね30日以内に申請書に記載された口座に補助金を振り込み、交付するものとする。

(決定の取消し)

- 第10条 規則第17条第3項の規定による通知においては、市長は養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。
- 2 市長は、申請内容に虚偽の記載がなされるなどの不正な手段や、養育費保証契約を保証期間中に解約された場合(養育費権利者の責によらない場合を除く)に、交付対象者から補助金の返還を求めることができる。

附則

- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和元年5月31日から施行する。
- この要綱は、令和3年3月1日から施行する。